

ランドスケープ経営研究会要綱

本要綱は、一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会（以下「CLA」という）が設立する「ランドスケープ経営研究会」に適用する。

第1条（名称）

本会は「ランドスケープ経営研究会」と称する（以下「本研究会」という）。英文表記では「Landscape and Business Development Association, Japan（略称：LBA）」という。

第2条（設置期間）

設置期間は、2年を上限とし、延長を妨げない。

第3条（目的）

本研究会は、新たな時代の緑とオープンスペースのビジネスモデルを構築することをミッションとし、緑とオープンスペースの経営と事業のあり方、すなわち「ランドスケープ経営」に関心のある企業、団体、個人を募り、Park-PFIをはじめとする公民連携方策の技術・情報交流、研究・提言を行うことを目的とする。

第4条（事業内容）

本研究会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- ① ランドスケープ経営に関する調査・研究・提言
- ② ランドスケープ経営に関する情報収集・提供
- ③ ランドスケープ経営に関する講習会等の開催
- ④ ランドスケープ経営に関する会員相互の交流
- ⑤ ランドスケープ経営に関する自治体等への支援
- ⑥ ランドスケープ経営に関する普及啓発
- ⑦ ランドスケープ経営に関する国際交流
- ⑧ Park-PFI 推進プラットフォーム(仮称)構築の推進
- ⑨ その他ランドスケープ経営の目的を達成するために必要な事業

第5条（役員及び任期）

本研究会の役員は会長1名、幹事8～15名以内、監事2名以内を置く。

- 2 本研究会の会長は、CLA 会長とする。会長に事故があるとき、又はやむを得ない事情があるときは、CLA の LBA 担当理事がその職務を代行する。
- 3 幹事及び監事は会員の中から総会にて選任する。
- 4 幹事の互選により代表幹事を選任することができる。
- 5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条（会員）

本研究会会員は、法人会員 A・B と個人会員で構成する。

- 2 入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得て、会員となることができる。

- 3 法人会員の申請資格は、第3条に定める目的に賛同する法人とし、1口2名までの参加を認める。
なお、法人会員AはCLA会員、法人会員BはCLA会員以外とする。
- 4 個人会員の申請資格は、第3条に定める目的に賛同する個人とする。

第7条（会員の責務）

会員は、本研究会の設立趣旨・目的に応じた活動を行うものとする。

第8条（入会金）

新たに入会するものについては入会金を納入しなければならない。

- 2 入会金は別表1に示す。
- 3 納入した入会金は返金しない。

第9条（会費）

会員は年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費は会員種別ごとに別表1に示す。
- 3 年会費の納入期限は各年度当初の総会開催日から30日以内とする。
- 4 年会費の2ヵ年間継続納入がない場合、本研究会の会員資格を失うものとする。
- 5 納入した会費は返金しない。

第10条（退会の手続き）

退会は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

第11条（総会）

本研究会に総会を置く。

- 2 総会は全ての会員をもって構成し、次の事項について審議する。
(ア)事業計画（案）及び収支予算（案）
(イ)事業報告（案）及び収支決算（案）
(ウ)その他重要事項
 - ・入会金及び年会費の金額の設定及び変更
 - ・幹事及び監事の任命及び解任
 - ・幹事会への委任事項
 - ・設置期間の延長
 - ・会員の除名
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は会長が召集するものとする。
- 5 総会は年1回以上開催する。

第12条（議決権）

総会における議決権は会員1名につき1個とする。法人会員については口数とは関係なく1個とする。

第13条（幹事会）

本研究会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は会長、幹事、監事で構成する。

- 3 幹事会の審議事項
 - ・本研究会の運営に関わる事項
 - ・事業計画（案）及び収支予算（案）の作成
 - ・事業報告（案）及び収支決算（案）の作成
 - ・総会審議事項の設定
 - ・会員の入退会審査
 - ・その他総会において委任された事項
- 4 事業計画及び予算の執行
- 5 幹事会は会長が招集する。

第14条（研究統括委員会）

本研究会の目的に則し、研究の円滑な推進に向けた審議を行う研究統括委員会を設置する。

- 2 本委員会は、会員及び学識経験者並びに関係団体等をもって構成する。
- 3 本委員会は、研究課題に応じた部会を設けることができる。
- 4 部会の研究の方向性、成果の発表、その他について指導及び助言をする。

第15条（部会）

部会は、研究課題に対応した活動を行う。

- 2 各部会は、各部会への参加を希望する会員をもって構成する。
- 3 部会には部会員の互選より部会長をおき、具体の運営を行う。
- 4 各部会の詳細は、幹事会において決定する。

第16条（特別参与）

本研究会に特別参与を置くことができる。

- 2 特別参与は幹事会にて選任する。
- 3 特別参与は幹事会の要請により総会・幹事会等に必要に応じて出席し、助言を行うことができる。
- 4 特別参与の任期は研究会の設置期間内とする。

第17条（事務局）

本研究会の円滑な活動を推進する事務局を置く。

第18条（事業計画（案））

事業計画（案）は以下の項目を含むものとする。

- ・収支予算（案）
- ・事業内容

第19条（事業報告（案））

事業報告（案）は以下の項目を含むものとする。

- ・収支決算（案）
- ・活動内容
- ・成果

第 20 条（会計年度）

本研究会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日の間とする。

2 会計は本研究会として独立管理するが、決算は CLA の連結決算となる。

第 21 条（成果の取り扱い）

本研究会の成果は、本研究会と CLA の共有とし、その取り扱いについては別途規約を締結するものとする。ただし、規約締結のない成果は CLA に帰属する。

第 22 条（解散）

本研究会は以下の項目に該当した場合、原則として当該年度をもって解散する。

- ・総会において設置期間の延長を行わず設置期間を過ぎた場合
- ・総会において決定し、会長が同意した場合
- ・研究目的を達成したと総会において決定し、会長が同意した場合

2 本研究会が解散する場合、納入した入会金、年会費等は返金しない。

第 23 条（要綱の改廃）

この要綱の改廃は、CLA 会長が研究会幹事会の意見を聞いたうえで行なう。

第 24 条（実施細則）

この要綱に定めるもののほか、必要なものは別途定める。

付則

1 入会金及び会費

別表 1（第 8 条, 9 条関係）

会員種別	入会金	会費
法人会員 A（CLA 会員）	10,800 円	32,400 円（一口）
法人会員 B（CLA 会員外）	21,600 円	64,800 円（一口）
個人会員	10,800 円	10,800 円

2 本研究会の設立時役員は次の通りとする。

会 長 枝吉茂種

設立時幹事 新井豊 石川純 石井ちはる 宇戸睦雄 加藤修 金清典広

金子隆行 川尻幸由 小林新 内藤英四郎 萩野一彦 細谷恒夫

設立時監事 植田直樹 塚原道夫

3 設立時役員（会長を除く）の任期は設立総会の終結時までとする。

4 設立時事務局を、東京都北区田端新町 3-14-6 に置く。

5 この要綱は、平成 29 年 10 月 20 日より施行する。

この要綱の一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日に施行する。

（平成 30 年 4 月 5 日幹事会承認）